

医学教育研究助成（令和5年度）要項

1. 目的
医学教育（卒直後の臨床研修を含む。）の調査並びに研究を助成することにより、所属大学の医学教育改善に寄与し、もってわが国の医学教育の充実発展に貢献することを目的とする。
2. 助成対象
医科大学（医学部医学科）に所属する教員による、個人又はグループでの研究とする。
(注) 教育に関係しない医学研究或いは教育素材の製作(例えば VTR/DVD の製作等)が主となる研究は対象としない。
3. 研究課題
上記「1」の目的に沿った教育的、社会的要請の強いテーマのものとする。
4. 研究期間
原則として1年以内（翌年3月31日まで）に終了するものとする。但し、年度をまたがり研究の継続を希望する者には、2年を限度として認めることがある。この場合には、初年度の申込みの際にその必要性と研究計画及び経費を明記すること。
5. 医学教育研究助成金（以下「助成金」という。）の額
50万円以内とする。年度をまたがり研究の継続を希望する場合も、同額を上限とする。
6. 助成金の対象となる経費
助成金は、図書費・消耗品費・旅費・謝金・その他研究に要する雑費とする。
7. 研究成果の報告並びに発表
 - (1) 助成金の交付を受けた者は、令和6年4月30日までに研究成果の概要報告書並びに助成金決算書を提出すること。年度をまたがる研究については、令和7年4月30日までの提出とする。概要報告書は財団ウェブサイト等で公開する。
 - (2) 研究成果報告書（A4用紙4枚から6枚程度）を令和6年5月31日までに提出すること。年度をまたがる研究については、令和7年5月31日までの提出とする。また、財団が実施する報告会において発表すること。
 - (3) 年度をまたがる研究については、継続助成可否について審査するため、令和5年12月4日（予定）までに「研究経過報告書」並びに「令和6年度分の医学教育研究助成金交付申込書」を提出すること。
 - (4) 他の機関において本調査並びに研究の成果を発表する場合は、財団の助成金を受けた旨を明記すること。
8. 交付申込み手続き
 - (1) グループでの申請については、選出された研究代表者が手続きを行うこと。
 - (2) 以下の書類をそれぞれPDF化し、メール添付にて令和4年12月5日までに提出すること。
 - ・助成金交付申込書…財団のウェブサイトよりダウンロードする。
 - ・所属長の推薦状…医学部にあっては医学部長、病院にあっては病院長とする。様式自由。
9. 助成金交付の決定
助成金交付の決定は、審査委員会の審査を経て理事長が行い、書面により3月末までに研究代表者へ通知する。
10. 問い合わせ・書類提出先
公益財団法人 医学教育振興財団
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 御茶ノ水 HY ビル(茶州ビル) 7階
メールアドレス : jimk2 (ここにアットマーク) jmef.or.jp

医学教育研究助成金に係る留意事項

1. 医学教育研究助成金（以下「助成金」という。）による研究の実施期間は、原則として当該年度の4月1日から翌年3月末日までです。
2. 助成金は研究計画を実施するための経費であり、有効適切に使用してください。なお、助成金を他の用途に使用又は不正に使用した場合は、全額を返還していただくことがあります。
3. 研究期間の終了時に残額が生じないように、計画的に使用してください。
4. 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理したうえで助成期間終了後5年間保管してください。決算書に添付して提出する必要はありません。
5. 助成金交付の対象となった研究内容は、原則として変更できません。やむを得ず変更する場合には、予め文書により財団に協議してください。